

業 務 仕 様 書

1 業務名

三重県警察機動隊潜水訓練棟ろ過装置点検業務

2 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

3 点検実施回数及び点検時期

(1) 点検実施回数

1回

(2) 点検時期

おおむね9月～10月の間とし、詳細な日時は委託者と調整の上、決定するものとする。

4 履行場所

三重県津市高茶屋四丁目2750-1 三重県警察機動隊

5 機器概要

機器名称	形 式	能 力 等
循環ろ過装置	全自動砂式循環ろ過装置	70m ³ /h 処理
循環ポンプ装置	陸上自吸ポンプ	80A×65A-1 17m ³ /min-0.2MPa
自動塩素注入装置	循環水塩素濃度測定 塩素注入ポンプ制御	0~2mg/L 1.2L/h×0.5MPa
凝集剤注入装置	定量注入電磁パルスポンプ	1.2L/h
空気圧縮機	圧力開閉器式空気圧縮機	23NL/min 0.69MPa

6 点検内容

「循環浄化槽装置保守点検チェックシート」に基づき点検を実施する。

7 業務の実施

あらかじめ担当者に通知を行い、その立会い又は指示を受けて作業を実施すること。

8 業務報告及び検査

業務終了後は、業務報告書に点検チェックシート及び点検作業中の写真を添え、書面により報告し、委託者の検査を受けること。

9 代金の請求及び支払い

(1) 受託者は、検査終了後、適法な請求書の提出により代金の請求をするものとする。

- (2) 委託者は、適法な請求書を受理した日から30日以内に当該代金を支払うものとする。

10 損害賠償

作業の実施に当たって、構内の建物、工作物、備品その他に損害を与えたときは、直ちに報告するとともに、これを賠償すること。

11 その他

本仕様に定めのない事項に関して疑義が生じた場合は、必要に応じて双方協議の上、決定するものとする。

循環浄化装置点検チェックシート

実施日 令和 年 月 日

点検者(サイン)

装置型式			型 製番	設置年月 年 月 設置					
項目	点検	判定	項目	点検	判定	項目	点検	判定	
タンク本体	塗装		接続部	カップリングゴム		凝集剤 注入ポンプ	モーター		
	圧力計			ボルト			ポンプヘッド		
	空気抜弁			ゴム			ダイヤフラム		
	ドレン弁			芯出し			チャッキボール		
	空気・ドレン配管		残留塩素計	型式			接続ホース	上下継手	
濾材	人工濾材			ドレン		空気抜P			
	濾過砂			入口弁				チャッキ	
	—			出口弁				フート	
	—			配管				ホース	
操作バルブ	濾過		塩素 注入ポンプ			薬液タンク	タンク		
	逆洗			モーター			ゲージ		
	洗浄			ポンプヘッド			ドレン		
	排水			ダイヤフラム		ポンプメーカー			
弁類	入口弁				チャッキボール		型式		
	洗浄弁		上下継手			製番			
	出口弁		空気抜P			モーターメーカー			
集毛器	本体		接続ホース	チャッキボール		型式			
	ドレン			フート		製番			
	Oリング			ホース		コンプレッサー			
同上蓋	本体		薬液タンク	タンク		型式			
	締付金具			ゲージ		製番			
	バスケット			ドレン		—			
ポンプ	ポンプ		部品名	メーカー名・型式		プール 大きさ 長さ m× m× m= m ³			
	雑音		操作バルブ			ポンプ位置 上 ・ 下 ・ 同			
	水もれ		滅菌機			○ 良 △ 劣化又はやや不良 × 不良・故障 ☒ 本日修理済み			
	グランド		薬注機						
モーター	モーター		薬液タンク(塩素)			不良箇所・重点			
	雑音		薬液タンク(凝集剤)						
	電流計								
備 考									

暴力団排除条項

(属性要件に基づく契約解除)

第1条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて甲又はその職員の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第3条 乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来においても該当しないことを確約する。

2 乙は、前2条各号のいずれかの属性を有し、又は行為をなす者（以下「解除対象者」という。）

を再受託者等（再受託者（再受託以降の全ての受託者を含む。）及び下請負人（下請が数次にわたるときは、全ての下請負人を含む。）並びに乙、再受託者又は下請負人が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

（再受託契約等に関する契約解除）

第4条 乙は、契約後に再受託者等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再受託者等との契約を解除し、又は再受託者等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が再受託者等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再受託者等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再受託者等との契約を解除しないとき、若しくは再受託者等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

（損害賠償等）

第5条 甲は、第1条、第2条又は前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損失について、何ら補償することは要しない。

2 乙は、甲が第1条、第2条又は前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

（不当介入に関する通報・報告）

第6条 乙は、自ら又は再受託者等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再受託者等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。